

令和8年1月19日

令和8年第1回
宮代町議会臨時會議案書
〔議員議案〕

議案番号	件名	頁
議員議案第1号	宮代町議会基本条例の一部を改正する条例について	1

議員議案第1号

宮代町議会基本条例の一部を改正する条例について

地方自治法第112条の規定により、宮代町議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年1月19日提出

提出者 宮代町議會議員 川野武志

賛成者 " 丸山妙子

" " 丸狩宗一

" " 泉伸一郎

" " 合川泰治

" " 塚村香織

提案理由

宮代町議会の会派については、2人以上の議員の構成で結成し、議会活動を行うが、公党公認議員が1人構成の場合に限り、会派として認められるよう宮代町議会基本条例の一部を改正したいので、この案を提出するものである。

宮代町議会基本条例の一部を改正する条例

宮代町議会基本条例（平成23年宮代町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員をもって構成し、活動する。ただし、公党公認議員は、1人構成であっても会派として認めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮代町議会基本条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(会派) 第13条 (略) <u>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員をもって構成し、活動する。ただし、公党公認議員は、1人構成であっても会派として認めるものとする。</u>	(会派) 第13条 (略)